

○厚木市個人情報保護条例

令和4年12月23日

条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるほか、本市の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的な人権を擁護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 法第2条第11項第2号に規定する地方公共団体の機関であつて、市長、厚木市病院事業の設置等に関する条例（平成14年厚木市条例第20号）第2条第3項に規定する病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

(2) 個人情報取扱事務 個人情報ファイル（次に掲げる個人情報ファイルを除く。）を取り扱う事務をいう。

ア 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。以下同じ。）に関する個人情報ファイルであつて、専らその職務の遂行に関する事項を記録するもの（実施機関が定めるものに限る。）

イ 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者に関する個人情報ファイルであって、人事、給与、福利厚生等に関する事項を記録するもの（当該実施機関が行う職員の採用又は選定のための個人情報ファイルを含む。）

ウ 一時的に使用される個人情報ファイルであって、記録された事項を短期間で消去し、又は廃棄するもの

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

(3) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの（法第60条第1項に規定する行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、職員に対する研修その他の個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

（個人情報取扱事業者の責務）

第4条 個人情報取扱事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の基本的権利の侵害の防止に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

（個人情報取扱事務の登録等）

第5条 実施機関は、個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務を開始する年月日
- (4) 個人情報取扱事務の根拠法令等
- (5) 個人情報取扱事務で取り扱う個人情報ファイルの名称
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。この場合において、登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、前項の規定により登録簿に登録したときは、登録した事項を厚木市個人情報保護審査会条例（令和4年厚木市条例第20号）第1条に規定する厚木市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。

4 実施機関は、第2項の規定により登録簿に登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消し、その旨を審査会に報告しなければならない。

5 実施機関は、登録簿を公表しなければならない。

（開示請求に係る手数料等）

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない保有個人情報の開示の手續に要する手数料の額は、無料とする。

2 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書（法第87条第1項の規定により行政文書を複写したものを含む。）の写し等の交付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

（開示決定等の期限）

第7条 開示決定等（法第82条各項の決定をいう。以下同じ。）は、法第83条

第1項の規定にかかわらず、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第8条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等を行うに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(理由付記等)

第9条 実施機関は、法第82条各項の規定により、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面にその理由を示さなければならない。

- 2 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る当該保有個人情報の全部又は一部を開示できるようになることが明らかであるときは、その旨(開示できるようになる期日があらかじめ明示できるときは、その期日)を開示請求者に書面により通知するものとする。

(開示の際の本人確認)

第10条 保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る保有個人情報の本人（法第76条第2項の規定による開示請求にあっては、代理人）であることを示す書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。

（訂正請求及び利用停止請求の特例）

第11条 自己を本人とする保有個人情報の訂正又は利用停止の請求をしようとする者が、保有個人情報が記録されている行政文書を特定している場合は、法第90条第1項及び第98条第1項の規定にかかわらず、開示決定に基づく開示を受けていなくとも、訂正請求又は利用停止請求ができるものとする。

（訂正決定等の期限）

第12条 訂正決定等（法第93条各項の決定をいう。以下同じ。）は、法第94条第1項の規定にかかわらず、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第13条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

（利用停止決定等の期限）

第14条 利用停止決定等（法第101条各項の決定をいう。以下同じ。）は、法第

102条第1項の規定にかかわらず、利用停止請求があった日から14日以内に行ななければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第15条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

(審査会への諮問)

第16条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(運用状況の公表)

第17条 市長は、毎年、個人情報保護制度の運用状況について、公表するものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(旧条例の廃止)

- 2 厚木市個人情報保護条例（平成16年厚木市条例第11号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 次に掲げる者に係る旧条例第4条又は第15条の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際、現に旧条例第2条第5号に規定する実施機関の職員である者（以下「旧実施機関の職員」という。）又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

- (2) 施行日前において旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）から旧条例第15条に規定する旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

- 4 施行日前に旧条例第17条又は第32条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

- 5 この条例の施行の際、現に行われている旧条例第49条第2項の規定による苦情の申出については、なお従前の例による。

- 6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第11号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) この条例の施行の際、現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項第2号に掲げる者

- 7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 8 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 9 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱事務に係る第5条第2項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあるのは、「この条例の施行後遅滞なく」とする。